

令和6年2月7日

各 位

宮崎労働局労働基準部
健康安全課長

石綿障害予防規則の改正に伴う自主点検のお願いについて

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建築物・工作物・鋼製の船舶の解体工事や改修工事（リフォームや各種修繕、定期改修を含みます）を行う場合には、石綿障害予防規則などの法令に基づく措置を実施していただく必要があります。

また、石綿障害予防規則の改正に伴い、令和3年4月1日から石綿が使用された建築物・工作物・鋼製の船舶の解体工事や改修工事を行う際の規制が強化されております。

つきましては、年度末の業務御多忙の折大変恐縮ではございますが、別添「改正石綿障害予防規則に係る自主点検票」に沿って貴店社の状況の点検を行っていただき、令和6年3月5日までに、別紙「回答票」により宮崎労働局労働基準部健康安全課までEmail（又は郵送）により御回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、自主点検の実施方法及び回答票の送付方法につきましては、大変お手数ではございますが、別添を参照頂き、不明な点につきましては、下記問合せ先まで御連絡下さいますようお願い申し上げます。

また、石綿障害予防規則の改正の概要につきましては、同封の資料や石綿総合情報ポータルサイト（URL：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>）を御参照下さい。

【問合せ先】

宮崎労働局 労働基準部 健康安全課

住所：〒880-0805

宮崎市橋通東3丁目1-22

宮崎合同庁舎 2階

電話：0985-38-8835

Email：kenkouanzenka-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

自主点検の実施方法について

1 宮崎労働局ホームページのトップページ右上の「石綿障害予防自主点検」のタブを開きます。



2 自主点検のページから自主点検票と回答票がダウンロード出来ます。



3 回答票を作成いただき回答票のみEmail (又は郵送) により送付下さい。

4 郵送される場合は、下記宛て送付をお願いいたします。

〒880 - 0805
 宮崎市橘通東3丁目1-22 宮崎合同庁舎 2階
 宮崎労働局 労働基準部健康安全課